

第六次土岐市総合計画基本構想(案)意見聴取への回答について

	項 目	提出された意見	回 答
1	計画の実効性	全てが網羅され尽くされており、本当の実効性はいかがなものか。予算や諸般の事情により即実行が見込まれないものとすぐにできるものが一緒になっています。総合計画なのでまとめあげることが理解できますが、即実行できるものと長期展望にたって行うものを分け、即実行できるものは何時までに実行するのかが記載されるべきです。実行したもの、成果をあげたものは公表することも記載すべきです。	第六次土岐市総合計画では、計画策定の一つの視点として、市民の意向を踏まえた「基本構想」と、計画の実効性、弾力性、即応性を備えた「実施計画」の2層構造からなる総合計画を掲げております。基本構想で、長期的展望に立ち、基本目標を決めて、その実現に向けた具体的な事業を実施計画で示します。実施計画では、計画期間を3年とし、毎年度ローリング方式により見直しを行い、効率的で効果的な行政運営を進めます。また、各事業については、目標指標を設定し、進捗管理及び評価を実施し、成果の有無に関わらず行政評価の公表として情報提供を行います。
2	基本目標・施策	基本目標1の(2)地域医療の充実が総合病院のことと聞く。「まちづくり懇談会での意見」の懇談会からの主な意見において、医者、患者を増やし病院経営の安定を図ると記載されており、総合病院について早急に赤字解消するには、どうすれば良いかアンケートで市民に問いかけてはと思う。	「まちづくり懇談会での意見」では、市におけるまちづくりの現状・課題等を把握するため、各地域で実施したまちづくり懇談会において、市民の方から頂いた貴重なご意見(アイデア)を掲載しています。今後、地域医療の充実をはじめ、市の施策を展開していく際には、広く市民の皆様のニーズや意見の聴取を行うため、市民意識調査によるアンケートなどを実施いたしますので、設問項目を検討する際に、ご意見として参考にさせていただきます。
3	計画策定の背景	総合計画は、10年間単位で作成されてきていますが、それぞれ単独なものではないはずです。前計画の検証と時代潮流の変化とそれに対応する姿勢や方針の変更から、目指すべき新たな土岐市像へ進む「五次から六次への流れ」を感じさせる説明が必要だと思えます。 そのひとつの方法として、総合計画が依拠する法が変わったことの説明も、市民に、総合計画をどのようなものか分かりやすくするためには欠かせません。手っ取り早い手法なら、五次の将来都市像の「緑・美濃焼き・みんなの笑顔 未来を拓く快適・交流都市」を、いかなる理由があって、六次総合計画・まちの将来像へ、変更したかの説明になると思えます。 基本構想は、抽象的になる傾向があり、政策としての具体性の表現が難しいところがありますから、五次から六次へ、どのように変わったかの要約をつけるぐらいの事は、興味を引いたり、理解を深めるためには、逆に、より求められることになると思えます。	ご指摘のとおり、市民にわかりやすい総合計画とするため、序論第1章において、基本構想の位置づけを明記します。
4	計画策定の背景	土岐市は、原発交付金の支給を受けています。つまり、現在の核燃料サイクルという原子力行政を容認していることになります。一方で、使用済核燃料の市内への持ち込みや実験使用は、禁止しています。研究施設が、そのまま使用済み核燃料の最終処分地に転用されることは、拒否する姿勢です。 第5次総合計画審議会時、私は、この不自然さの指摘と、その対応のために、当時、総発電量の原発依存度とされた30%ぐらいは、土岐市として省エネするか、土岐市自体で電源を新たに確保するか、が必要ではないかと、意見書提出という形で述べました。論議されることも特になく、そのままになりました。 しかしながら、この度、最終処分地の決定が、地域の立候補する公募方式から、政府の候補地を示す方式に変更されました。今まで、土岐市がとってきた姿勢が、そのまま通用するかどうか、より危惧するところとなったと思えます。福島原発事故で、原発の危険性を実際に目の当たりにした現在、反原発、脱原発も含めて、土岐市の姿勢を、改めて明確にする必要があると思えます。 エネルギーに関する対処は、市を挙げて行う大きな事業になるはずです。当然、総合計画に盛り込まれるべき案件だと考えます。	ご指摘の件について、本市条例において、放射性廃棄物等の最終処分場とそれに関する全ての施設の建設を拒否すること、市地域内においていかなる場合も放射性廃棄物等の持ち込みを拒否することを基本施策として規定しており、市の総合計画において、記載する内容であるとは考えておりません。